

摂食嚥下機能回復体制加算 1 又は 3 の施設基準に係る届出書添付書類

<p>届け出る加算 (いずれか1つを選択し○で囲むこと。既にいずれかの加算を届け出ており、別の加算を届け出る場合は、新規に届け出る加算についてのみ○すること。)</p>	<p>摂食嚥下機能回復体制加算 1 摂食嚥下機能回復体制加算 3</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

経口摂取のみの栄養方法を行っている状態に回復した患者の実績

<p>対象とする期間 (1月から12月までの1年間) (※1) (和暦)</p>	<p>～ 年 月 日</p>
---------------------------------------------------------------	----------------

実績に係る経口摂取回復率 (摂食嚥下機能回復体制加算 1 の場合)

<p>① 他の医療機関から転院してきた人工栄養 (※2) を実施している患者のうち、対象期間に自院で摂食機能療法を実施した患者の数</p>	人
<p>② ①のうち、以下のいずれか1つ以上に該当する患者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工栄養を開始した日から1年以内に死亡した患者のうち、死亡時まで経口摂取のみの栄養方法を行う状態 (※3) に回復しなかった患者 ・ 人工栄養を開始した日から1か月以内に経口摂取のみの栄養方法を行う状態に回復した患者 ・ 転院時点で、人工栄養を開始した日から1年以上経過が経過していた患者 ・ 疾患の状態による理由から胃瘻を造設した場合 (※4) であって、転院後、実績の対象期間中に胃瘻を造設した日から1年以上が経過した患者 	人
<p>③ ①の患者 (②に該当する患者を除く) のうち、対象期間に経口摂取のみの栄養方法を行っている状態に回復した患者</p>	人
<p>④ 対象期間に自院で人工栄養を開始した患者</p>	人
<p>⑤ ④のうち、以下のいずれかに1つ以上に該当する患者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工栄養を開始した日から1年以内に死亡した患者のうち、死亡時まで経口摂取のみの栄養方法を行う状態に回復しなかった患者 ・ 人工栄養を開始した日から1か月以内に経口摂取のみの栄養方法を行う状態に回復した患者 ・ 疾患の状態による理由から胃瘻を造設した場合であって、摂食機能療法を行っていない患者 	人
<p>⑥ ④の患者 (⑤に該当する患者を除く) のうち、対象期間に経口摂取のみの栄養方法を行っている状態に回復した患者</p>	人
<p>経口摂取のみによる栄養方法に回復した患者の割合 (35%以上) $\frac{\text{③} + \text{⑥}}{\{ (\text{①} - \text{②}) + (\text{④} - \text{⑤}) \}}$</p>	%

実績に係る患者数等（摂食嚥下機能回復体制加算3の場合）

療養病棟入院料1又は2を算定する病棟の入院患者における、以下の患者の人数	
ア 中心静脈栄養を実施していた患者のうち、嚥下機能評価を実施した上で嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者	人
イ 鼻腔栄養を実施していた患者又は胃瘻を造設していた患者のうち、嚥下機能評価を実施した上で嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、経口摂取のみの栄養方法を行う状態（※4）に回復した者	人
合計（ア＋イ）（2名以上）	人

【記載上の注意事項】

- ※1 実績の対象とする期間は、特掲診療料施設基準通知第2の4の(11)に定めるところによるものであること。
- ※2 人工栄養とは、鼻腔栄養、胃瘻による栄養投与、中心静脈栄養をいう。
- ※3 経口摂取のみの栄養方法を行っている状態とは、以下のいずれかをいい、内服薬又は水分を不定期に経口摂取以外の方法で摂取する状態を含む。
 - ・ 鼻腔栄養を実施している患者にあつては、経鼻経管を抜去した上で、1か月以上にわたって栄養方法が経口摂取のみであるもの。
 - ・ 胃瘻を造設している患者にあつては、胃瘻抜去術又は胃瘻閉鎖術を実施した上で、1か月以上にわたって栄養方法が経口摂取のみであるもの。
 - ・ 中心静脈栄養を実施している患者にあつては、中心静脈栄養を終了した上で、1か月以上にわたって栄養方法が経口摂取のみであるもの。
- ※4 疾患の状態による理由から胃瘻を造設した場合とは、以下のいずれかのことをいう。
 - ・ 消化器疾患等の患者であつて、減圧ドレナージ目的で胃瘻造設を行った患者
 - ・ 炎症性腸疾患の患者であつて、成分栄養剤の経路として胃瘻造設が必要であつた患者
 - ・ 食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等の食道や胃噴門部の疾患によって胃瘻造設が必要であつた患者